

# 新たな戦略の検討の方向性（論点）

## ✓ 農林水産物輸出拡大における農林水産分野の知的財産の保護・活用

農林水産物の輸出拡大に当たり、海外市場における模倣品の侵害対策のほか、改正種苗法や和牛2法を踏まえ、植物新品種及び和牛遺伝資源の海外流出防止策等により適切に農林水産分野の知的財産を保護する。同時に、諸外国とのGIの相互保護やUPOVプリズマとの連携等を通じ、我が国の農林水産分野の知的財産を戦略的に保護・活用するための環境整備を進める。

## ✓ 農林水産物や農山漁村が持つ価値の適正評価のための知的財産制度の活用

知的財産制度は、知的財産が活用され、その高い価値が認識された後に発生する模倣品等から正当な権利者を守るためのものであり、GI制度、植物新品種保護制度、特許制度、商標制度等の活用がさらに進むよう普及啓発を進めるとともに、特許庁と連携して相談窓口の充実等を図る。

## ✓ スマート農林水産業時代における技術・ノウハウの保護・活用

スマート農林水産業の推進に向け、データの利活用の促進とノウハウの保護の調和を図るための農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインを策定したところであり、普及を進める。また、WAGRI等を活用し、農業データの更なる利活用やフードチェーン全体でのデータの利活用が図られるような環境整備を行う。

## ✓ 農林水産分野の知的財産の保護・活用に関する新たな方策の検討

農林水産事業者等が持つノウハウの流出防止のため、不正競争防止法による営業秘密の要件を満たせば法的な保護が受けられることについて現場に浸透するよう、分かりやすい運用指針等を検討する。また、国内外での知的財産を活用したロイヤリティ収入のあり方について検討を行う。

## ✓ 知的財産が創造されるための環境整備

農林水産物の国際競争力を強化するための植物新品種や新技術の開発、イノベーションを促進するための環境を整備する。また、研究開発段階から事業化を見据えた知財戦略を描く。

## ✓ 農林水産分野における知的財産を支える人材育成・普及啓発

農林水産事業者向けのノウハウの保護と知財の活用に関する普及啓発や農業普及指導員向けの知財マネジメントに関する研修を引き続き実施するとともに、知財総合支援窓口の相談員や弁理士、弁護士等との連携を深化し、農林水産分野における知的財産を支える人材育成・普及啓発を進める。

## ✓ 国際標準の積極的な活用

創造される知的財産が我が国にとって有利な形で国際的に流通・取引される環境となるよう、我が国発の規格が国際標準になることを含めて、より一層の戦略的な農林水産・食品分野での標準化活動を推進する。

また、研究開発段階から、新技術の社会実装ツールとして標準を戦略的に活用するための環境を整備する。